

令和 8 年度

漁業取締船「せんば」の中間検査修繕（船体部）
仕様書

徳島県農林水産部漁業管理調整課

漁業取締船「せんば」の中間検査修繕（船体部）仕様書

第1 総 則

1 趣旨

令和8年度に実施する漁業取締船「せんば」（以下「本船」という。）の中間検査修繕（船体部）の内容及び受注者が遵守すべき事項を定める。

2 業務の内容

本仕様書の第3に記載する業務を行うとともに、各種法定検査の準備・手続を行い、検査に合格すること。なお、第3の点検・整備においては全て復旧すること。

※各種法定検査：船舶安全法、海上汚染及び海上災害の防止に関する法律、その他関係法令

3 業務期間

令和8年11月30日から同年12月28日まで

4 注意事項

- (1) 受注者は修繕の実施に当たり、修繕開始前までに県が別途発注する漁業取締船「せんば」の中間検査業務（機関部）の受注者（以下「機関部受注者」という。）と業務の工程を調整するものとする。
- (2) 受注者は、修繕の実施に当たり、関係法令、契約書及び仕様書の規定並びに発注者が指定する本県の監督職員（以下「監督職員」という。）の指示に従うこと。
- (3) 受注者は、修繕の実施に当たり、疑義ある事項が発生した場合は、その都度監督職員と協議し解決すること。
- (4) 受注者は、追加修繕を行う必要があると判断される場合は、監督職員の承認を得た後に施工すること。なお、追加修繕に係る費用については、発注者と受注者で協議する。
- (5) 修繕は、土曜日、日曜日及び祝祭日は作業を行わない。ただし、天候等やむを得ない事由によるものとして監督職員が了承した場合は、この限りでない。
- (6) 修繕の実施に当たっては、船体、機器その他県の所有物を損傷しないよう、必要な予防措置を講ずること。
- (7) 使用するドック及びその周囲の整理、清掃を励行するなど、本船及び監督職員の危害防止に配慮すること。
- (8) 受注者は、修繕の際に機器等に異常を発見した場合は、監督職員に必ず報告し、その指示を仰ぐこと。
- (9) 修繕に伴い発生した全ての廃棄物は、受注者の責任において法令に基づき適正に廃棄処分すること。
- (10) 修繕終了後は、監督職員の立会いにより完了検査に合格すること。
- (11) 修繕期間中の船体、機器、交換用部品その他属具の管理は受注者側で行うこと。

5 提供品等

- (1) 修繕期間中は、本船に電気及び水を供給すること。
- (2) 受注者は、本船職員が受注者所有の工具等を必要とするときは、当該工具等を提供するものとする。

6 使用する材料

- (1) 本修繕に使用する部品、材料については、県支給品として本仕様書に明記されているものを除き、全て受注者がその費用で手配するものとする。

- (2) 本修繕に使用する材料は新品とし、J I S 規格品又は同等以上に良質で、傷や欠陥のない物を使用すること。
- (3) やむを得ず再利用をする場合は、監督職員の事前承認を得なければならない。

7 損失補償

発注者又は機関部受注者の責めに帰する場合を除き、業務中に発生した事故等により損害が発生した場合は、受注者が一切の責任を負い、受注者が自らの費用負担により補修又は損失を補償すること。

8 動作テスト及び海上試運転

- (1) 受注者は、第3の各業務終了後は、監督職員が立会いの上、動作テストを行い正常な状態に復旧したことを確認すること。
- (2) 受注者は、全業務終了後は、業務に携わった職員が立会いの上、海上試運転を実施し業務の完了を監督職員とともに確認すること。
- (3) 動作テスト及び海上試運転においては、監督職員が必要なメーカー技術員を立ち合わせることがある。

9 完成報告

受注者は、写真記録等を添付した完成報告書2部を監督職員に提出すること。

なお、各業務の実施状況を明らかにするため、各業務内容ごとに、業務前・業務中・業務後の写真を監督職員に提出すること。

また、各種効力試験については、計測記録表2部を提出すること。

第2 主要要目

1 船体部

船型	: ステップ船首付きオメガ型ディープV半高速艇船型
船質	: アルミニウム合金
総トン数	: 47トン
全長・幅・深さ	: 20.90×4.90×2.35 [m]
竣工年月日	: 平成16年(2004年) 2月

2 機関部

主機関及び逆転減速機

主機関製造者	: MTU/DDC社
主機関型式	: 16V2000M90シリーズ: 2000

主要目

作動方式	: 4サイクル
燃焼室形式	: 単動直接噴射式
冷却方式	: 清水冷却、海水間接冷却式
潤滑方式	: 強制潤滑式
噴射ポンプ	: ユニットインジェクター
始動方式	: 電動式(24V仕様)
シリンダー数	: 16V型
シリンダー直径	: 130mm シリンダー行程: 150mm
総排気量	: 31.86L
逆転減速機	(マリンギア)
減速機製造者	: N I C O

逆転機型式種類 : 湿式油圧多板クラッチ付逆転減速機
逆転減速比 : 2.03 : 1 (N I C O M G N 353W)
使用燃料油 : J I S 2号軽油
主機関製造番号 右舷機 536 103 266
左舷機 536 103 265
減速機製造番号 右舷機 3530055
左舷機 3530056

機関出力

連続最大出力及び回転数 1203 k W (1636bhp/1587shp) at 2230 r p m

周囲条件: 吸入空気温度 25℃ 冷却海水温度 25℃

気圧 1000mbar 吸気圧 15mbar

排気背圧 30mbar

回転方向 (いずれも船尾より見て)

機関 出力軸 右舷機: 前進時 反時計方向 時計方向
: 後進時 反時計方向 反時計方向
左舷機: 前進時 反時計方向 反時計方向
: 後進時 反時計方向 時計方向

寸法 : 約670kg

長さ : 1041mm 幅 : 1190mm 高さ : 909mm

プロペラ

製造者: ナカシマプロペラ株式会社

型式: 低起振力 L C 型 5 翼プロペラ

直径 : 920.0mm

ピッチ : 1,225.0mm

材料 : Ni-Al-bronz (C A C 703)

軸封装置

高澤製作所 型式: T S H 単式110用

補助機関

メーカー名: 三菱重工業株式会社

名称: 直列 6 気筒 4 サイクル 単動水冷式ディーゼル機関

型式: S 6 S - M P T

シリンダー数: 直列 6 気筒 内径×外径 : 94mm×120mm

排気量 : 5.00 L 定格出力及び回転数 56 k W / 1800 r p m

出力軸回転方向 : フライホイール側より見て反時計方向

使用燃料 : J I S - 2 号軽油

燃料消費量 : 約 224 g / k W / h r .

使用潤滑油 : シェルリムラ R6_10W-40

機関寸法 : 全長 1746mm (発電機を含む。)

: 全幅 905mm (同 上)

: 全高 1008mm (同 上)

機関乾燥重量 : 約 880 k g (同 上)

交流発電機

メーカー名: 大洋電機株式会社

名称: 自己通風防滴型船用ブラシレス交流発電機 片軸受式

型式: T W M 25 B - M

出力: 60 k V A

電圧: A C 225 V

電流：154A
 周波数：60Hz
 重量：405kg

ポンプ類

雑用水兼ビルジポンプ
 製造者：大晃機械工業株式会社 型式：TMS-65MB

サニタリーポンプ
 製造者：丸八ポンプ製作所 型式：MSM2-32

清水サービスポンプ
 製造者：三菱電機株式会社 型式：WP-256S

廃油ポンプ
 製造者：オリエンタル工進 型式：GM-2510H-4

空気調和装置

第1系統
 製造者：ダイキン工業 室外機 型式：RZYP140CB

第2系統
 製造者：ダイキン工業 室外機 型式：2M53RVE2、2M60RVE2

機関室通風装置
 製造者：久保田工業株式会社（モーター部・日立）
 型式種類 モーター部：VTFO-K
 ファン部：KFDTA-550C
 能力 モーター部：2.2kW AC220V 4P 60Hz 1、720rpm
 ファン部：153m³/min ×196Pa

舵機室通風装置
 製造者：久保田工業株式会社（モーター部・日立）
 型式種類 モーター部：VTFO-K
 能力 ファン部：KFDS-350E
 モーター部：0.4kW AC220V 4P 60Hz 1、710rpm
 ファン部：20m³/min ×196Pa

第3 業務の内容

- 1 船舶安全法に基づく中間検査及び修繕（船体部）
 船舶安全法及び船舶安全法施行規則その他関係法令の定めるところによる検査準備、受検、事務手続き等一切を含む。
 検査は第4の船体部の中間検査要領による。
- 2 電波法に基づく無線定期検査
 電波法及び告示その他関係法令の定めによる、せんば無線局に対し定期検査を行い合格すること。（許可番号52T31593）
- 3 船舶安全法に基づく中間検査及び修繕（主機関及び補助機関）
 船舶安全法及び船舶安全法施行規則その他関係法令の定めるところによる検査の準備、受検、効力試験、海上試運転及び事務手続き一切を含む。
 検査は第7の機関部の中間検査要領（機関部）による。

第4 中間検査要領（船体部）

＜留意事項＞

- 1 検査前に監督職員とともに受検に関する打合せを行い、作動テスト等の検査を行う。
検査に関して、受注者は 立会いの上、期間内に全ての検査に合格すること。
- 2 検査後においては、監督職員立会いの上、速やかに復旧する。
- 3 海上試運転を行う。
- 4 検査用具等を、徳島県海部郡美波町奥河内寺前に所在する倉庫より搬出入すること。
また、同倉庫から陸送が必要な物については、運搬に要する経費を含む。

1 船体

(1) 外部外観検査

- ア 入渠・上架
- イ 昇降階段及び検査に必要な足場を設置する。
- ウ 船体閉鎖装置・水密戸検査

(2) 排水設備

開放検査・管装置外観検査・効力検査

(3) 操舵設備

動作検査

(4) 係船場錨設備

- ア 大錨（ダンフォース型 50kg）2 個 外観検査・効力試験
- イ 法定索の外観検査・効力試験
 - テトロン（18mm）110メートル 1本
 - テトロン（30mm）135メートル 1本
 - テトロン（38mm）100メートル 2本

(5) 救命消防設備

外観検査・効力試験 救命消防設備は取り外して、整備点検復旧する。
整備点検作業は認定業者等による。

＜検査対象設備＞

- ア 膨張式救命いかだ（F R N－S V-20 R型）1台 内部付属品の交換
- イ 膨張式救命胴衣 藤倉ゴム工業（株）（型式F－93）19着新替
- ウ 火工品交換
 - 落下傘付き信号 4 個
 - 火せん 2 個
 - 自己発煙信号 2 個
 - 自己点火灯 2 個
- エ 消防設備 持ち運び式泡消火器（S F-10 P型）4 本
上記予備薬剤（S F-10 P型用）2 個 補給
持ち運び式粉末消火器（S A17NR型）4 本（有効期限内）
- (6) 航海用具属具
外観検査・効力検査
- (7) 防火構造
外観検査
- (8) 居住・衛生・脱出設備 外観検査
- (9) 満載喫水線 表示検査
- (10) 無線検査・GMD S S 設備

- GMD S S設備を点検整備の上受検
- ア E P I R B T E B-700 水圧センサー交換
- イ 日本語ナビテックス受診機 NV-600
- ウ レーダートランスポンダT B R-600 (有効期限内)
- エ 双方向無線電話装置F M- 8 (有効期限内)

第5 塗装要領

- 1 塗装工事は工事箇所について監督職員と十分協議のうえ、天候、気温、湿度、塗装間隔、注水時間などを考慮して施行し、塗装の際は監督職員の承諾を得る。
- 2 上架後、船体を清水高圧洗浄により水洗いし、付着した貝殻、海藻、油脂その他の汚れや海塩粒子などを十分に除去する。
- 3 洗浄後は清掃を行い、船体内外において保護（養生）を行う。
- 4 非塗装部（塗装によって機能上支障が生じる箇所（センサー等））については完全な保護（養生）を行い、塗装を行わない。
- 5 船底シーチェストプレートは取外し、内部を清掃し、指定塗料塗装のうえ、復旧する。
- 6 不良塗装面・剥離箇所・発錆部については、ディスクサンダー、バフ、スクレーパー などを使用し十分に研磨を行う。
- 7 研磨後は速やかに清掃（シンナー拭き）をし、十分乾燥をさせ、サンダー等で目入れを行い、錆・塵を塗り込まないように塗装を行う。
- 8 溶接部やボルト接合部分及びその他構造の複雑な部分についても、塗装の必要膜厚を確保する。
- 9 出渠前に上部構造物及び甲板部を中性洗剤により洗浄し水垢・油脂等の汚れを落とす。

10 塗装概要（塗料は中国塗料株式会社製を使用し、12か月仕様とすること。）

(1)	船底部（船底外板、プロペラ、プロペラ軸部、舵部、シーチェスト及びシーチェストプレート） （面積約130㎡）				
	番号	塗装種類		塗装形態	塗装回数
	1	アルミ露出部	A L P 500	タッチアップ	1
		S U S 露出部	エンビコンS-100プライマー	タッチアップ	1
	2	CMP AC-E P ライトグレー		タッチアップ	1
	3	ニューペラクリン（3㎡）		オールペン	仕様通り
	4	ニューマリンゴールドDXプラス レッド		オールペン	2

(2)	外舷部 (面積約85㎡)			
	番号	塗装種類	塗装形態	塗装回数
	1	A L P 500 (アルミ露出部)	タッチアップ	1
	2	CMP AC-E P ライトグレー	タッチアップ	1
	3	ユニマリン白色	オールペン	1

(3)	排気管部 (面積約3㎡)			
	番号	塗装種類	塗装形態	塗装回数
	1	シリコン耐熱プライマー	オールペン	1
	2	シリコン耐熱シルバー	オールペン	1

(4)	諸記号 (船名、船籍港、満載喫水線、喫水マーク、乾舷マーク) (面積約2㎡)			
	番号	塗装種類	塗装形態	塗装回数
	1	エバマリン 黒		1
	2	ニューマリンゴールドD X プラス ブラック		1

(5)	上部構造物 (舷灯箱、マーク、サイレン消火箱、投光器、自己点灯灯、発煙箱、警備箱、トイレ内) (面積約10㎡)			
	番号	塗装種類	塗装形態	塗装回数
	1	A L P 500 (アルミ露出部)	タッチアップ	1
	2	CMP AC-E P ライトグレー	タッチアップ	1
	3	ユニマリン 白色	オールペン	1
	4	エバマリン 艶消し黒色	オールペン	1
	5	エバマリン 赤色145	オールペン	1
	6	エバマリン 計器色	オールペン	1

(6)	暴露甲板部 (面積約40㎡)			
	番号	塗装種類	塗装形態	塗装回数
	1	ALP500 (アルミ露出部)	タッチアップ	1
	2	CMP AC-E P ライトグレー	タッチアップ	1
	3	ユニマリングリーンT42-30H	タッチアップ	1
	4	ユニマリングリーンT42-30H (滑り止め加工) ノンスキッドサンド	オールペン	1

第6 一般修繕

1 船体の上下架

- (1) 上下架時においては、ドックマスター乗船の下、安全確実に実施する。
- (2) 船底突出部に注意し、上架に際しては潜水夫に従事させる。
上架時は、船底突出部、船首尾構造物、船底発信器等を特に注意し架台を配置する。
- (3) 盤木と船体の間には荷重が一樣に掛かるようにする。
- (4) 盤木を設置する場所は、最初に盤木と接触する位置を主機関桁下面とし、集中荷重を受ける盤木の面積をできる限り増加させる。
- (5) 上架後、監督職員と共に船底部の現状確認を行う。
- (6) 昇降階段及び検査・整備に必要な足場を設置する。
- (7) 船体及び船内、通路等は、監督員の指示による養生・清掃を行う。
- (8) 下架時、浸水、漏水の確認をする。
(添付資料渠要領図参照)

2 アルミ陽極板の新替

- (1) トランザムのアルミ陽極板 8 枚を新替すること。
{200mm×100mm×20mm}
- (2) シーチェストのアルミ陽極板 4 枚交換
{150mm×75mm×20mm}
- (3) 舵のアルミ陽極板 2 枚を新替すること。
{150mm×75mm×25mm}

3 キセノン探照灯点検整備 1 台

三信船舶電具(株)社製 1 Kw 型式 EX-3010H 4 スタータースパークギャップを新替すること。

4 キャプスタン開放整備 2 台

北川工業(株)社製 型式 MKS-0.5-W 及び MKS-1-W

5 船尾舵機室への海水侵入防止修繕

第7 機関部の中間検査要領 (機関部)

- 1 主機関 (逆転減速機を含む。) 2 基に関する受験、 型式 MTU 16V-2000M90

- (1) 主機関（逆転減速機を含む。）の部分整備に伴う機器陸揚げ及び整備後の機器搬入。

ア 主機関整備は県が主機関メーカーと別途契約

イ 主機関の受検（外観検査、効力検査）海上試運転を行査に合格すること。

- (2) 補助機関（発電機を含む。） 1 基の整備・受検 型式三菱重工 S6S-MPT
- (3) 補助機関の下記＜整備内容＞に基づく、解放整備、受検し合格すること。
- (4) 補助機関の解放整備に伴う機器陸揚げ及び整備後の機器搬入
- (5) 解放整備等（効力試験、係留試運転及び海上試運転を含む。）については、受注者手配のメーカー技術員が行うこと。

＜整備内容＞ 整備に伴う交換部品は、受注者が揃えるものとし、指定する品名及び数量は別紙 1 のとおりとする。 ※取り外したガスケット、O リングはすべて交換すること。

ア シリンダーヘッド脱着、バルブ、シート研磨摺り合わせ及びバルブスプリング取り外し、ステムシール交換

イ 海水ポンプ脱着オーバーホール

ウ バルブスプリング目視点検

エ 吸排気バルブクリアランス調整

オ ノズルホルダー分解チップ交換調圧 S P 点検圧力調整

カ 燃料エレメント交換

キ エアクリーナーエレメント交換

ク Vベルト交換張り調整

ケ 清水クーラーオーバーホール洗浄圧力テスト

サ 冷却水入替防錆剤注入

シ オイルクーラーオーバーホール圧力テスト

ス オイルエレメント交換

セ ダイナモ分解整備

ソ 各部点検増締点検

タ 試運転等（係留運転、効力試験、海上試運転）

- (6) 発電機の受検 形式三菱重工 F E G 60 S（大洋電気）60 K V A

ア 絶縁抵抗計測（レポート作成）

イ 効力試験、係留試運転及び海上試運転

2 推進器 2 基の解放整備、受検

- (1) プロペラの取外し及び復旧（復旧時にはペラクリーン塗装をすること。）
- (2) 全翼研磨 必要な検査を受検し、合格すること
- (3) カラーチェック検査
- (4) プロペラ軸を拔出し、カラーチェック検査を行い受験すること。
- (5) プロペラ軸及び各軸受け間隙計測（舵も含む）
- (6) 軸封装置（高澤製作所 型式：T S H 単式110用）を交換すること。
- (7) 防食アルミ交換（S U S ボルト、ナット含む）（県支給）
- (8) プロペラ軸復旧時カップリング部の軸芯を計測すること

3 排水設備及び船底弁、船外弁整備、効力試験受検

次の設備を解放整備し、排水設備、船底弁、配管等の取り外したテフロンパッキン、ガスケット類、O リング等はすべて交換すること。

- (1) 排水設備整備 1 台

ア 雑用水兼ビルジポンプ解放（大晃機械工業製 型式 TMS-65MB）、メカニカルシールを交換 整備一式を受検の上検査に合格すること。

イ 一部配管制作一式

(2) 船底弁 5個新替（NK合格品、パッキン含む）とすること。

ア 5 K-100A 2個 主機関海水入口

イ 5 K-40A 1個 発電機関海水入口

ウ 5 K-65A 1個 サニタリーポンプ海水入口

エ 5 K-80A 1個 便所海水出口

(3) 船外弁 10個新替及び2個摺り合わせ（NK合格品、パッキン含む）とすること。

ア 5 K-100A 2個 両舷主機関海水出口

イ 5 K-25A 3個 逆転減速機海水出口、発電機関海水出口

ウ 5 K-40A 1個 ビルジ船外海水出口

エ 5 K-32A 2個 外手洗海水出口、流し台船外弁

オ 5 K-32A 2個 両舷消音機船外弁（摺り合わせ）

カ 5 K-20A 2個 両舷空調ドレン出口

※ 新替弁は検査済品とすること。

※ 新替弁を塗装すること（下塗り、上塗り、識別色）

※ 船外弁フランジ部腐食状況確認及び必要な箇所にはエネコン補修12カ所

(4) 効力試験 一式

機関室等における排水試験（手動ビルジポンプ含む。）を甲板部と一体で受検し、検に合格すること。

4 電気設備の点検、作動試験、効力試験及び受検 一式

(1) 電源（発電機 1 台、蓄電池 3 組）

(2) 配電盤、分電盤、配線

(3) 警報、トリップ試験

(4) 灯火（航海灯、表示灯）

(5) 電気機器及び電路の絶縁抵抗試験

(6) 作動試験及び効力試験は船体部と一体で受検すること。

(7) 点検、試験時に不良があれば原因を追求し、その対策について監督職員と協議すること。

5 機関室内船底シャボン高圧洗浄水洗い及び受検

6 通風装置の解放整備、受検 3 台

下記軸流通風装置、整備（ダンパー、パッキン類、軸受新替、内部錆止塗装）を行い閉鎖装置の作動、運転確認を行い受検し合格すること。

(1) 機関室軸流通風機（久保田工業製 型式KFDTA-550C 2.2kW）2 台

(2) 舵機室通風機（久保田工業製 型式KFDS-350E 0.4kW）1 台

7 サニタリーポンプ1台新替え一式（配管含む）

丸八ポンプ製 型式MSM2-32(Vベルト駆動)

8 サニタリーポンプ流量調整弁交換（5 K-25A逆止弁NK品）

9 バッテリー交換 3組6個 (G Sユアサ 型式2 4 5 H52)

10 フレキシブル継手 (片側フリー) S U S 304, F 122, 32A-300 L
((株) テクノフレックス) 4本交換

11 主機関・補機関冷却清水交換に伴うビルジ陸揚げ処理 約400リットル

- (1) 許可業者により処理し、陸揚げ証明書及び廃棄マニフェスト作成すること。
- (2) 処理については適用されるすべての法令に従い処理を行うこと
- (3) 陸揚げ証明書を作成し、提出すること

12 潤滑油交換(主機関及び逆転減速機 2基分、廃油処理含む)。

- (1) 昭和シェル石油 リムラオイルR6LM10W-40 300リットル (県支給)
- (2) 昭和シェル石油 ガデニアオイル30 60リットル (県支給)

ア 抜き出した廃油は認可業者により適切に処理し、廃棄マニフェスト作成すること。

- (3) 陸揚げ証明書を作成し、提出すること

補機関部品明細

別紙1

	品 名	部品番号	数 量	備 考
1	ガスケット シリンダーヘッド	32B0112101	1	
2	ガスケット ヘッド	32A0102501	1	
3	ガスケット	32B0403200	1	
4	ステムシール	32A0402801	12	
5	ロッカーガスケット	32B0403200	1	
6	インレットガスケット	32B3000201	1	
7	エアガスケット	3433004200	1	
8	E Xガスケット	32B3200200	1	
9	ガスケットエキゾースト	32A3201400	1	
10	プレクリーナー	4916859222	1	
11	オイルクーラーガスケット	32B3900800	1	
12	オーリング	F315002000	2	
13	オーリング	0550700280	6	
14	オーリング	0550700400	2	
15	ガスケット	F420208000	6	
16	オーリング	0601613140	1	
17	カートリッジ	32B4010100	1	

18	F Oエレメント 2次	3446200300	1	
19	F Oエレメント 1次	3066208602	1	
20	オーリング	0601613140	1	
21	シールワッシャー	0594601401	12	
22	ワッシャ	0902510011	2	
23	Vベルト	0591020047	1	
24	グラッシー 4L	0539306200	2	
25	チップアッセンノズル	326107100	6	
26	ノズルガasket	MM432045	6	
27	スプリング	0931270410	6	
28	シールワッシャー	0594600601	12	
29	ガasket	4279600600	2	
30	ジnkロッド	4279002211	2	
31	シールワッシャー	0594602001	2	
32	パッキン	4515183701	2	
33	ベルト	3754902470	1	
34	ベアリングボール	F800706203	2	
35	オーリング	3675300032	1	
36	メカニカルシール	4505350024	1	
37	オイルシール	4505350036	1	
38	インペラ	3675300027	1	
39	オーリング	4272207125	1	
40	ベアリング	S930P90670	1	
41	カイスイポンプ J G	S930P81170	1	
42	ウエス、ボンド等雑部品	99	1	
43	カートリッジ	32B4010100	4	
44	F Oエレメント 2次	3446200300	4	
45	F Oエレメント 1次	3066208602	4	
46	プレクリーナー	4916859222	2	
47	アエンボウ	EH06133	6	
48	シールワッシャー	0594602001	6	
49	グラッシー 2L	0539306100	2	